

笠岡市議会政務活動費返還請求裁判 に関する経過報告

本紙令和3年5月号で掲載しました「笠岡市議会政務活動費の返還を求める裁判」について、昨年11月22日付けで岡山地方裁判所の判決が下されましたので、その経緯および内容について報告します。

■裁判に至った経緯

令和2年、市民から監査委員に対して、令和元年度政務活動費に関する住民監査請求が提出されたことに伴い、調査した結果、2会派「新政みらい」「新笠栄会」に不適正な支出が確認され、その返還金については令和2年度中に返還されました。

この結果を受けて、平成27年度から平成30年度の政務活動費についても監査委員への要求監査を依頼した結果、4会派「親潮（代表…山本俊明議員）」「旧笠栄会（代表…妹尾博之議員）」「新政みらい（代表…天野喜一郎議員）」「新笠栄会（代表…山

本俊明議員）」に交付された政務活動費に、事務所費、ガソリン代など、笠岡市議会が定めた「笠岡市政務活動費運用指針」に照らして、一部不適正な支出が政務活動費に充当されていることが明らかになりました。

その結果に基づき、該当の4会派に対して、政務活動費の返還請求を行いました。期限までに返還されませんでしたので、この政務活動費に対して不当利得返還請求権を行使し、市議会の議決を経て、令和3年3月22日付けで岡山地方裁判所に政務活動費の返還の履行を請求する旨の訴えを提起しました。

■裁判の判決結果

提訴から1年8カ月、9回の裁判期日を経て、昨年11月22日に判決が下されました。

判決の内容は、笠岡市議会4会派は、笠岡市に對し、返還請求の全額（総額

259万6418円）およびこれに対する令和2年12月1日（返還期限の翌日）から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払う、また訴訟費用も笠岡市議会4会派の負担とするという、全面的に笠岡市側の訴えを認めるというものでした。

判決は、当事者が判決を受け取ってから2週間以内に不服を申し立てなければ確定することとなっており、確定すると判決の内容を争うことができません。この度の裁判では、笠岡市議会4会派のうち2会派（親潮、新笠栄会）からは不服申立てはなく、判決は12月9日付けで確定しました。しかし、残りの2会派（旧笠栄会、新政みらい）については不服申立て（控訴状）が岡山地方裁判所へ提出されたので、今後は広島高等裁判所岡山支部において判決の内容を争うこととなります。

問合せ

総務課

☎（69）2121



葬儀のことなら

葬祭ホール

絆

- 法要・小さなお葬式も承ります
- 他社会員の方もご相談ください
- いざという時の備えに事前相談
- 納得できる価格でお手伝い

24時間受付

TEL(0865)67-6767



吉相グループ

お墓のことは吉相まで
TEL(0865)65-3606